

丸屋町4丁目

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 昭和区丸屋町4丁目

【最初の認可】 平成7年5月23日 【最近の認可年月日】 平成17年10月7日 【認可番号】 17指令住建指第62-3号

【有効期間】 平成27年10月7日 より 10 年間

【用途地域】 第一種住居地域

【制限の概要】

1 次に定める建築物の建築及びこれらの用途への変更を禁止する。

①階数が地階を除き、4を超えるもの又は前面道路からの高さが12mを超えるもの

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、風俗関連営業を行う店舗及び深夜に酒類を提供する飲食店

③カラオケボックス

2 敷地内の緑化に努める。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。